

平成24年10月25日

中小企業庁長官 鈴木 正徳 様

風評被害対策事業に係る要望書

福島県商工会連合会 会長 轡田 倉治

平素は、中小・小規模企業の支援に際し日頃から格別なるご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から1年7か月が経過しました。原子力災害は今なお収束せず、実に16万人を超える福島県民がふるさとを離れ、県内外で厳しい避難生活を余儀なくされております。

国におかれましては、本県中小・小規模事業並びに商工会に等対し地域の実情に即した制度創設・改正や施策の推進、必要な財政措置など積極的な御支援をいただいております。被災中小・小規模事業者は、それらを活用し事業再開に向けて再起・再建へ向け必死に戦っております。

しかしながら、原発事故による放射能への警戒心から福島県の観光地を訪れる観光客は激減し、その影響は観光関連分野にとどまらず、県内全域であらゆる産業に大きな打撃を与えております。

このようなことから、商工会としても風評被害の払拭に向けて、これまでも、放射能検査機器を配置し、「食」の安全を確保する事業等に取り組んでまいりましたが、風評被害は収まるどころか、更に拡大・長期化し、事業者の経営は危機的状況に陥っております。

つきましては、風評被害の早期払拭や被災中小・小規模事業者の事業再建等に関わる下記に掲げる事業の創設等について特段のご支援、ご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1. ふくしま産品販売促進・販路拡大支援事業にかかる支援

(～ふくしまの安全・安心を伝えるために～)

風評被害の早期払拭のため、ふくしまの「食」の安全を確保し、全国の消費者へ福島県産品の安心・安全を伝えるため、地域資源を活かしたふくしま産品の販売促進・販路拡大事業を実施するとともに、福島県の観光地、観光資源等をPRし、地域中小・小規模事業者の早期再建と“ふるさと福島の再生”を目的に実施する、ふくしま産品販路拡大支援事業（県内・首都圏・仙台圏等でのアンテナショップ運営）に対する支援について要望する。

2. 小規模事業者経営改善資金等に対する利子補給制度の拡充

原発事故による直接被害は無論のこと、間接・風評被害を受けている中小・小規模事業者は、業種を問わず極めて厳しい経営状況にあり、事業の立て直しには非常な困難が伴う。

日本政策金融公庫等の東日本大震災関連融資制度については、利子補給制度により実質無利子となっているが、対象が流出、全壊等の直接被害に限定されていることと、商工会経営指導員が、巡回訪問・経営指導を通して継続的に事業者の実態を把握し、申込手続きの一部を代行するマル経融資制度に適用されないことが、事業再建の妨げとなっている。

については、福島県内全域の中小・小規模事業者の事業再建を推進するため、利子補給制度の対象を福島県内全域の事業者に拡充するとともに、マル経融資について対象とすることを要望する。

3. 帰還が困難な事業者に対する事業再開補助金の創設

原子力発電所事故に伴って設定された警戒区域等については、震災後1年以上が経過し、順次区域見直しが進み、計画的な除染や生活インフラの復旧・整備等、住民の帰還、地域の再興に向けた取り組みが始まっている。

こうした状況の中、依然として、地域に帰還できない事業者も多く、これら事業者が他の地域で業種転換を含めた事業再開が図れるよう支援することにより、後年に備えることができるような事業再開補助金の創設を要望する。

4. 福島県内への宿泊旅行者に対する助成金支援制度の創設

本県、観光産業は東日本大震災直後から県外旅行者の客足が大きく落ち込んでいる。特に、原発事故による風評被害から自粛ムードの影響を受けて、毎年書き入れ時となる5月のゴールデン・ウィークや夏季・秋季期間でも客足は伸びず、県内の経済に大きな影響を与えている。

については、「ふくしまの観光を復興させる」ことを目的に、正確な観光情報の発信を行い、旅行機運を醸成すること、さらには誘客・創客を図るため、福島県内への宿泊旅行者に対する費用の一部を助成する支援制度の創設について要望する。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 (コラッセふくしま 9F)
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413